

(案)

富岩運河環水公園駐車場有料化整備事業基本協定書

富山県（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、富岩運河環水公園駐車場有料化整備事業（以下、「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

・第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）、富山県都市公園条例（昭和52年条例第41号。以下、「本県公園条例」という。）、富山県港湾管理条例（昭和34年条例第38号。以下、「本県港湾管理条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、甲と乙が相互に協力し、本事業を確実に円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 乙は、本事業の事業者募集で提案した事業提案に基づき、各関係機関等との協議及び甲との協議を経て確定する事業（通信、電気設備敷設工事、照明設備設置工事等）を実施するものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間（以下、「協定期間」という。）は、本協定締結日から公園施設の設置許可及び港湾施設の占用許可日までとする。

2 前項の協定期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- （1）公園施設の設置許可及び港湾施設の占用許可が取り消された場合
- （2）公園施設の設置許可及び港湾施設の占用許可を更新しない場合
- （3）事業を途中で中止する場合

（指定期日）

第4条 乙は、事業の運営に必要な工事に着手する1か月前までに、工事着手日、工事完成日及び運営開始日（以下、工事着手日、工事完成日及び運営開始日を「指定期日」という。）を定めた工事工程及び工事内容を書面により甲へ提出し、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、前項に定める指定期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

(財産等)

第5条 乙は、第2条で定める事業のうち、乙が主体となって設置する設備等の所有権を保有するものとし、これにかかる一切の費用は乙が負担する。

2 乙は、本事業に基づき甲が費用を負担して設置する設備等について、甲の完了検査に合格した後、その所有権を甲に譲渡する。

3 乙が、本事業に付帯する工作物、植栽等（以下、「工作物等」という。）を設置し、維持管理・運営する場合は、その財産権は乙に帰属する。

(財産等の寄附)

第6条 乙は、工作物等を甲に寄附することを希望する場合は、乙の費用負担のもと、甲が行政財産として登録するために必要となる各種書類及び資料等を作成し、甲へ提出する。

2 甲は、前項の提出を受けて、支障がないと判断した場合は、受理するものとする。

3 乙が甲へ寄附しようとする工作物等の構造等に瑕疵や不備がある場合、工作物等の引渡しを受けた日から2年以内を限度に、甲は乙に対し、乙の責任と費用負担のもと、補修などの適切な処置を請求することができる。

4 前項により甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその損害によって生じた費用を甲又は第三者に賠償しなければならない。

・第2章 許可の取得

(都市公園法及び港湾法に基づく許可の取得)

第7条 乙は、施設の工事・運営・維持管理を行うにあたり、第4条の工事着手日の10日前までに、都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可及び港湾法第37条に基づく港湾施設占用許可を申請し、その許可を受けなければならない。なお、申請期間は原則5年とし、乙は設置許可及び占用許可期間中、許可期間の満了前に更新を申請することができる。

2 甲は、第27条で定める事業評価等をもとに支障がないと判断した場合、前項の許可を更新できる。

3 乙は、甲が許可を更新しない場合、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

4 許可期間については条例改正を行う可能性がある。条例改正が行われた場合、許可期間について再協議を行うものとする。

5 乙は、第1項の許可期間を更新しない場合は、次期事業者が円滑に当該事業を遂行できるよう引継ぎを行うものとする。

(その他の法令に基づく許可の取得)

第8条 乙は、前条第1項に定める手続きのほか、その他の法令等に基づき、関係機関との協議を行い、事業の実施に必要な手続き並びに許可の取得を行うものとする。なお、これにかかる一切の費用は乙が負うものとする。

・第3章 事業者の責務と行為の制限等

(乙の遵守事項)

- 第9条 乙は、事業の運営期間中（準備期間を含む）、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって、自らが管理運営する区域（以下、「事業区域」という。）を良好に管理しなければならない。
- 2 乙は、公園施設設置許可及び港湾施設占用許可に伴う許可条件を遵守し、事業区域における安全確保や適正な管理運営に努めなければならない。
 - 3 乙は、本協定及び公園施設設置許可及び港湾施設占用許可等に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸し、又はその権利を担保に供することはできない。
 - 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に申請し、承諾を得なければならない。
 - 5 乙は、関係法令等の規定を遵守しなければならない。
 - 6 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を協定期間中及び協定期間終了後において第三者に漏らしてはならない。また、その他関係者に対しても同様の義務を遵守させなければならない。

(施設の運営・維持管理等)

- 第10条 乙は、事業区域において、公園施設設置許可及び港湾施設占用許可の申請（更新の申請を含む）を行う場合、事前に事業計画書を作成し、甲が指示する期日までに甲へ提出するものとする。
- 2 乙は、毎年度県が指定する期日までに次年度事業計画書を甲に提出し、甲の承諾を受けるものとする。
 - 3 乙は、事業年度終了後、30日以内に当該年度事業計画に対する業務報告書及び収支報告書を甲へ提出するものとする。
 - 4 乙は、富岩運河環水公園の美観維持について協力するものとする。
 - 5 乙は、乙の責任と費用負担に基づき、事業区域の清掃、維持管理、修繕、法定点検、法定訓練を行うものとする。
 - 6 乙及び乙の事業が起因して、甲の所有する施設等を汚損もしくは破損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
 - 7 事業区域において、本事業の管理運営に必要な協議調整等は、乙が行うものとする。
 - 8 本事業にかかる周辺住民への対応は、乙が主体となって、甲と協議しながら行うものとする。
 - 9 乙は、事業区域において、公園利用者が安全かつ快適に利用できるよう十分に配慮するものとする。
 - 10 乙は、富岩運河環水公園の指定管理者（以下、「指定管理者」という。）と情報共有し、誠意をもって連携すること。

(安全対策及び事故等への対応)

第 11 条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、富岩運河環水公園におけるイベント開催時など来園者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、甲及び指定管理者と協力してその対応にあたるものとする。
- 3 本事業の実施中に事故等が発生した場合、乙は、当該事故等発生の原因の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故等拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲及び指定管理者に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲は、事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

(私権の制限)

第 12 条 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。

- 2 乙は、事業区域の敷地を本事業の関係者以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害し、又は侵害する恐れのある一切の行為をしてはならない。
- 3 乙は、乙が所有する施設等について抵当権その他の権利を設定し、第三者に譲渡もしくは移転等し、又は担保に供することはできない。

(事業の調査等)

第 13 条 甲が必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について乙が調査を行い、甲は乙に報告を求めることができる。

- 2 本事業の状況について甲が調査を行なう場合、乙はこれに協力するものとする。
- 3 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 4 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(全部委託の禁止)

第 14 条 乙は、本事業の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

・第 4 章 使用料、占用料及び違約金

(使用料及び占用料)

第 15 条 乙は、甲が指定する期日までに使用料及び占用料を甲に支払うものとする。

- 2 使用料及び占用料は以下のとおりとする。
 - (1) 公園施設設置許可 年間 5,159 千円
 - (2) 港湾施設占用許可 年間 1,632 千円
- 3 事業内容の変更等が生じた場合は、甲は前項に基づき使用料及び占用料を見直すものと

する。

- 4 本県公園条例及び本県港湾管理条例の改正等により、甲は使用料及び占用料を改定することができる。この場合、甲は第2項の使用料及び占用料を改定後の料金に見直すことができるものとする。
- 5 前項により使用料及び占用料を改定する場合、甲は乙に対して書面により通知する。
- 6 工事期間中の使用料及び占用料は減免する。

(違約金)

第16条 乙は次の各号の一に該当する場合は、これに該当するごとに、次に定める算定式から算定した金額を違約金として甲が指定する期日までに甲へ支払う。

(算定式) 公園使用料(年額) × ○○ (率については協議のうえ決定する)

港湾施設占用料(年額) × ○○ (率については協議のうえ決定する)

ただし、当該公園使用料及び港湾施設占用料は、第18条第2項(1)及び(2)の公園施設の設置許可に伴う使用料及び港湾施設の占用許可に伴う占用料とする。

- (1) 甲の承諾なく、第3条に定める事業期間を越えて事業を行った場合
- (2) 甲の承諾なく、第33条第1項に定める原状回復の義務を果たさなかった場合
- (3) 甲の承諾なく、第4条第1項に定める期日までに営業等を開始しなかった場合
- (4) 乙が第15条に定める私権の制限に反した場合
- (5) 甲の承諾なく、甲が指定する期日までに、第18条に定める使用料及び占用料を甲に納入しなかった場合
- (7) 甲が第30条第1項の各号及び第31条第1項により、本協定を解除した場合
- (8) その他、乙が本協定に定める事項に違反し、甲が書面により行った是正勧告の期日までに違反事項の是正がなされなかった場合

- 2 前項に定める違約金は、第21条に定める損害賠償等の予定額の全部又はその一部とは解釈しないものとする。
- 3 甲の責めにより、本事業を中止・延期した場合、違約金は甲と乙の協議によるものとする。

・第5章 有料駐車場の運営条件

(運営条件)

第17条 公園利用者は入場から1時間まで無料を基本とする。

- 2 基本料金は周辺駐車場との料金バランスを考慮して、通常時の上限額を設定するものとする。

(無料時間の延長又は減免)

第18条 公園内店舗の利用者は、下表のとおり無料時間を延長又は減免するものとする。

なお、当該延長に係る費用は土地使用料及び占用料を上限に県が負担するため、毎月県に実績報告するものとする。また、年度毎に実績を精算し県へ請求するものとする。

	指定対象者	無料時間の延長
1	富山県美術館利用者	・無料時間を1時間から2時間に延長
2	飲食店搬入業者	・無料
3	スターバックスコーヒー利用者	・無料時間を1時間から1時間30分に延長
4	ラ・シャンス利用者	・無料時間を1時間から1時間30分に延長
5	水上ライン利用者	・無料時間を1時間から2時間に延長
6	水上ライン運航関係職員	・運営事業者との協議による。
7	その他	・その他、県が特別の理由があると認めるとき無料及び免除

※無料時間の延長に係る県負担については、収支状況により見直しする。

(収益の還元)

第19条 乙は、各年度において利益が生じた場合、指定管理者と協議の上、甲の承諾を得て当該公園の維持管理の財源とするものとする。

・第6章 事業実施にあたっての負担区分等

(リスク分担)

第20条 協定期間中の甲及び乙のリスクの分担は別紙のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については甲と乙の協議により決定する。

2 乙は、第16条の規定により休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し休業補償等を請求することができない。

(損害賠償等)

第21条 甲が第31条第1項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第22条 乙は、事業の実施にともない、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第23条 甲は、地震、火災、風水害、その他甲の責に帰すことの出来ない事由によって乙が被った損害については、賠償する責を負わない。

(駐車場有料化工事等の遅延による損害)

第24条 甲は、乙が行う駐車場有料化工事の着手時期や本事業の運営開始時期が遅延した場合に乙が被った損害について、賠償する責を負わない。

(著作権の侵害の防止)

第25条 乙が作成する成果物及び関係書類は、第三者の有する著作権を侵害してはならない。

(特許権等の使用)

第26条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

・第7章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

第27条 乙は、第10条第1項で定める事業計画書を基に、許可期間満了前に事業の運営期間における業務実績を甲に報告のうえ、事業評価を受けるものとする。

2 乙は、今後、より良い駐車場運営を実現するために、有料化後の駐車場及び周辺道路の状況を把握し、待ち時間の短縮や待機車両の解消、さらに周辺交通への影響など、事業内容の検証を行うものとする。

(事業内容の変更、中止等)

第28条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、第10条第1項で定める事業計画書に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合は、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行ったうえで、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得て、事業の内容を変更することができる。

2 甲は、乙が本協定、公園施設設置許可及び港湾施設占用許可等の条件又はその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等)

第29条 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの。以下、「暴力団員」という。）又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下、「下請負人等」という。）が暴力団員又は、暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 乙は、前2項の規定により報告を受けた甲の調査及び警察の捜査に協力しなければならない

らない。

・第8章 協定の解除等

(甲による協定の解除等)

第30条 甲は、第3条の協定期間にかかわらず、公園施設設置許可及び港湾施設占用許可等を取り消し、又は更新しない場合、もしくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、公園施設設置許可及び港湾施設占用許可等の条件又はその他関係法令等に違反する行為があった場合
- (2) 本事業の目的から逸脱し、甲からの警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
- (3) 乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
- (4) 第27条による事業評価において、事業継続に支障があると判断される場合
- (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てをした場合
- (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- (8) 乙が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合

2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料及び占用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

(甲と乙の合意による協定の解除等)

第31条 乙は、経営状況など事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行ったうえで、甲と乙で協議のうえ、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料及び占用料の還付を求めることはできない。
- 3 天災地変などの不可抗力により、事業区域における施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。
- 4 前項の規定により本協定を解除した場合において、甲と乙が協議し既納の使用料及び占用料の還付について合意した場合には、甲は使用料及び占用料の全部又は一部を乙に還付する。

(協定の解除等の公表)

第32条 甲は、第28条第2項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は、第30条第1項に基づき本協定を解除した場合、事業者の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

・第9章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第33条 乙は、運営終了後、甲が指定する期日までに、事業区域及び事業者の責により汚損もしくは破損した部分を、原状に回復のうえ、甲の立会いのもとで甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではない。

2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。

3 乙が、本条第1項の規定により原状回復する場合、乙はその内容や方法等について、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

4 乙は、やむを得ない事情により、第1項に定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

・第10章 補則

(届出義務)

第34条 乙は、次の各号の一に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。

(1) 乙の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合

(2) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合

(3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(4) 乙が、本事業の実施に関わり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合

(5) 乙が、本事業の実施に関わり、地震、火災、風水害、その他の事由により、損害を被った場合

(6) 乙の設置及び管理する施設が、本事業の実施に関わり、滅失又は毀損した場合

(7) 事業区域の全部又は一部が第三者に占拠された場合

(管轄裁判所)

第35条 この協定から生ずる一切の法律上の争訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第36条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑

義を生じた場合は、甲と乙は、誠意をもって協議するものとする。

2 甲と乙が協議のうえ、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲) 富山県富山市新総曲輪1－7

富山県

富山県知事 新田 八朗

乙)

(所在地)

(代表者) —

リスク分担表

(1) 責任及びリスク分担の考え方

本事業における責任及びリスク分担の考え方は、事業者が実施する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとします。ただし、本県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本県が責任を負うものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本県と事業者の責任分担は、原則として本表及び基本協定によるものとし、応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。本表及び基本協定に示されていない事項については、双方の協議により定めるものとします。

段階	リスクの種類		番号	リスクの内容	県	事業者
共通	募集資料リスク		1	募集要項の誤り又は内容の変更に関するもの	○	
	応募リスク		2	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		○
			3	応募図書の取扱いに関するもの	○	
	資金調達リスク		4	必要な資金の確保に関するもの		○
	基本協定締結リスク※ ¹		5	事業者と基本協定が結べない又は協定締結手続きに時間がかかる場合	○	○
	制度関連リスク	法制度リスク※ ²	6	法制度の新設・変更に関するもの		○
		許認可リスク	7	許認可の遅延に関するもの (本県で取得するもの)	○	
			8	許認可の遅延に関するもの (本県で取得するもの以外)		○
			税制度リスク	9	一般的な税制変更（新税含む）に関するもの	
	社会リスク	環境問題リスク	10	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○	
			11	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○

		第三者賠償リスク	12	事業者が施工した工事や施設運営により第三者に損害を与えた場合		○
			13	本県が整備した基盤整備の瑕疵により第三者に損害を与えた場合	○	
	債務不履行リスク	事業者の責めによるもの	14	事業者の基本協定内容の不履行		○
			15	事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での事業者の変更		○
			16	事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず契約解除に至った場合		○
		本県の責めによるもの	17	本県の基本協定内容の不履行	○	
	不可抗力リスク※ ³		18	地震、火災、風水害、盗難、その他本県の責に帰すことの出来ない事由によって事業者が被った災害		○
	金利リスク		19	金利の変動		○
	物価リスク		20	物価の変動		○
	事業の中止・延期リスク	本県の責めによるもの	21	本県の責任による遅延・中止	○	
		事業者の責めによるもの	22	事業者の責任による遅延・中止		○
			23	事業者の事業放棄・破綻		○
計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	24	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
		測量・調査リスク	25	事業者の実施による測量・調査に関するもの		○
			26	地質障害、地中障害物により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長		○
		設計リスク	27	本県の条件提示や指示の不備・変更によるもの	○	
			28	事業者、請負会社による指示、判断の不備によるもの		○
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	29	工事開始後、本県の要求による設計変更等により、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合	○	

			30	事業者の責めにより、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合		○
		工事監理リスク	31	事業者の工事監理に関するもの		○
		性能リスク	32	事業者が行う工事の施工不良によるもの		○
		工事費増大リスク	33	工事完了後の本県の指示に起因する工事費の増大	○	
			34	上記以外の工事費の増大		○
		施設損傷リスク	35	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○
運営 段階	運営 リスク	施設瑕疵リスク	36	事業者の設置した公園施設に関する瑕疵担保責任		○
			37	上記以外の公園施設に関する瑕疵担保責任	○	
		施設損傷リスク	38	事故・火災等による施設の損傷。施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
			39	第三者（本件施設の利用者を含む）による施設の損傷		○
		利用者トラブル	40	事業者の設置許可又は占用許可区域内に関する利用者からの苦情及び利用者間のトラブルへの対処		○
		需要変動リスク	41	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
	原状回復リスク		42	事業者の責による設置許可及び占用許可の取消に伴う許可施設の原状回復に関するもの		○
事業 期間 終了	原状回復リスク		43	設置及び占用許可施設の原状回復に関するもの		○
	移管手続きリスク※4		44	施設移管手続きに伴う諸経費の発生に関するもの		○
			45	無償譲渡に伴う税負担等に関するもの		○

※1 基本協定リスク

協定が締結できない場合は、それまでに本県、事業者各々にかかった費用は各々が負担するものとします。

※2 法制度リスク

都市公園法・港湾法その他法令等の規定やその変更により、本県が許可を更新しない場合でも、事業者は本県に補償や損害賠償を請求することはできません。

※3 不可抗力リスク

公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、本県は事業者に対して当該施設等に関する業務の全部の停止を命じることがあります。

富岩運河環水公園は富山市が定める避難場所であることから、災害発生時には、災害対応のため、業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。

上記による業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、事業者は本県に補償を請求することはできません。

※4 移管手続きリスク

事業者の施設を事業期間終了後、本県に無償譲渡する場合を想定しています。

【その他注意事項】

天災等により都市公園が使用できなくなった場合は、使用料及び占用料の一部については、還付の対象となる場合があります。

本県が管理する公園施設の管理・運営業務（定期的な点検等）に伴い、事業者の事業に休業等が発生した場合等、いかなる理由においても、事業者は本県に補償を請求することはできません。